

松阪市電気自動車用普通充電設備等導入事業

- 公募型プロポーザル仕様書 -

1. 事業の名称

松阪市電気自動車用普通充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

2. 事業の目的

松阪市（以下「市」という。）は、令和5年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに「松阪市ゼロカーボンビジョン」を公表したところであり、公共施設などへの電気自動車（以下「EV」という。）の充電設備を導入することでゼロカーボン・ドライブを推進していくための利用環境の整備を行うことを目的とする。

3. 事業の概要

本事業は、EVが利用可能な普通充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下「EV充電設備等」という。）の整備について、市が所有する施設の駐車場を活用して行うものとし、その整備にあたっては事業者の自己資本により行うものとする。また、EV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備及び運用に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

- (1) 市は、EV充電設備等の設置に必要な用地等について、松阪市公有財産規則（平成17年松阪市規則第68号）第32条の規定に基づき使用を許可するものとする。なお、EV充電設備等を設置する用地についてはその使用料を免除するものとする。
- (2) 事業者は、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないようEV充電設備等の規模を提案するものとする。
- (3) 本事業の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適合した内容で提案するものとする。
- (4) EV充電設備等は、日本国内に本社を有する企業が製造する製品を使用するものとする。
- (5) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとする。
- (6) 事業者は、EV充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとする。なお、市がEV充電設備等の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を市に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担したものとみなす。

4. EV充電設備等を設置する施設

EV充電設備等を設置する施設は、市と事業者との協議により決定するものとする。

5. 本事業の実施期間

(1) 利用開始時期

EV 充電設備等の利用を開始する時期は、市と事業者との協議により決定するものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、EV 充電設備等の利用を開始した日から起算して 10 年間とし、事業期間中は事業者の責任において、EV 充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担により EV 充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

6. 本事業の実施に伴う条件等

- (1) EV 充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、EV 充電設備等の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。
- (2) EV 充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) EV 充電設備等の整備にあたっては、事業者は、事前に EV 充電設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。
- (4) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に市と協議を行うものとする。
- (5) 本事業を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす協定及び契約に定める義務を履行しない場合には、協定及び契約を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復し、3(1)なお書きに規定する使用料の免除を取り消すものとする。
- (6) 事業者は、EV 充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに市に連絡したうえで対応し、その結果を市に報告しなければならない。また、市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。
- (7) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合や EV 充電設備等の整備及び管理に関する市との合意事項（協定書、契約書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (8) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、松阪市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (9) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (10) EV 充電設備等の整備にあたっては、別に市と契約を締結するものとする。